

# 原子力規制検査手数料の納付の流れ

原子力規制庁

原子力事業者

①当該年度始めに、当該年度の検査計画を公表※1

※1:令和2年度は、3月下旬を目途に検査計画を公表。手数料の納付金額をメールにて、担当者に連絡。

②手数料に係る納入告知書を概ね5月後半以降に郵送

③納入告知書の発行日から20日以内※2に納付※2

※2:期限日が土、日、祝日で休日の場合、前倒した一番近い平日が実際の期限日。  
納付は、日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局）にて出来ます。

(注意)納付期限内に完納されなかった時は、納付の期限の翌日から延滞金の利率（年3%）発生し、督促されます。

# 原子力規制検査手数料の納付の流れ(非該当者)<sup>※1</sup>

※1:核燃料物質使用者のうち政令第41条に掲げる量を取り扱わない使用者及び核原料物質使用者

①当該年度始めに、当該年度の検査計画を公表<sup>※2</sup>

※2:令和2年度に定期(10年毎)に原子力規制検査を行う非該当使用者は、令和2年3月下旬を目途に検査計画を公表。

②検査の遅くとも3~4週間前までに文書(メール)等により、実施日、検査項目、手数料納付等を連絡

③手数料に係る納入告知書を概ね3週間前に郵送

④納入告知書の発行日から20日以内<sup>※3</sup>に納付<sup>※3</sup>

※:期限日が土、日、祝日で休日の場合、前倒した一番近い平日が実際の期限日。  
納付は、日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店(全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局)にて出来ます。  
(注意)納付期限内に完納されなかった時は、納付の期限の翌日から延滞金の利率(年3%)発生し、督促されます。

原子力規制庁

使用者  
(非該当者)





十	九				八				
核原料物質の使用に係る施設	(一) 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを除去するものを除く (二) 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを除去するものを除く (三) 防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うもの(一)に該当するものを除く (四) (一)から(三)までに該当しないもの				等施設使用 (一) 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うもの(一)に該当するものを除く (二) 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを除去するものを除く (三) 防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うもの(一)に該当するものを除く (四) (一)から(三)までに該当しないもの				
	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの
八千四百円	八千四百円	八千四百円	八千四百円	八千四百円	八千四百円	八千四百円	八千四百円	八千四百円	八千四百円

別記様式第1 (第6条関係)

(表 面)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項の規定による</p> <p>身分証明書</p> <p>職名及び氏名</p> <p>写真</p> <p>押出スタンプ</p> <p>年 月 日 生</p> <p>年 月 日 交付</p> <p>原子力規制委員会</p> <p>印</p>
---------------------------	--